

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和7年3月26日

水曜日

号外(7)

目次

人事委員会規則

○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	1
○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	15
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	16
○富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	17
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	19

規 則

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第19号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「合算した額」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を、同条第4項各号列記以外の部分及び第5項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第29条第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第30条第1項第1号中「又は」を削り、「採用され」の次に「又は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）により採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条及び第35条において同じ）され」を加え、同項第2号中「、又は」を「、」に改め、「採用され」の次に「又は法第22条の4第1項等の規定により採用され」を加え、同号の次に次の3号を加える。

- (3) 法第22条の4第1項等の規定により採用され、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第47条第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの
- (4) 法第22条の4第1項等の規定により採用された職員で、当該採用の日の前日に条例第47条第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第30条第2項第1号中「及び第3号」を「から第5号まで」に改め、同項第2号中「又は」を「、」に改め、「採用された日」の次に「又は法第22条の4第1項等の規定により採用された日」を加え、同項第3号中「公署が」の次に「、」を加え、「又は」を「、」に改め、「採用された日」の次に「又は法第22条の4第1項等の規定により採用された日」を加え、同号の次に次の3号を加える。

- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用

短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

第32条第1項第1号中「短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条第2項中「勤務1月につき、給料及び扶養手当の月額合計額」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加える。

第34条第2項中「合計額」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加える。

第35条第1項各号列記以外の部分中「新たにへき地学校等又は準へき地学校等に該当することとなつた学校等に在勤する教育職員のうち、そのへき地学校等又は準へき地学校等に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した教育職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする」を「次に掲げるものとする」に改め、同項に次の6号を加える。

- (1) 新たにへき地学校等又は準へき地学校等に該当することとなつた学校等に在勤する教育職員のうち、そのへき地学校等又は準へき地学校等に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した教育職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないもの
- (2) 法第22条の4第1項等の規定により採用された教育職員で、へき地学校等又は準へき地学校等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
- (3) 新たにへき地学校等又は準へき地学校等に該当することとなつた学校等に在勤する教育職員で指定日前3年以内に、法第22条の4第1項等の規定により採用され、当該学校等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
- (4) 法第22条の4第1項等の規定により採用され、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた学校等に引き続き在勤することとなつた教育職員のうち、当該採

用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第51条第2項に規定する新たにへき地学校等又は準へき地学校等に該当することとなった学校等に在勤する教育職員で、指定日前3年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

- (5) 法第22条の4第1項等の規定により採用された教育職員で、当該採用の日の前日に条例第52条第1項又は第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する教育職員との権衡上必要がある教育職員として人事委員会が認めるもの

第35条第2項各号列記以外の部分中「当該教育職員の指定日に在勤する学校等が同項に規定する異動の日前にへき地学校等又は準へき地学校等に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする」を「次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の6号を加える。

- (1) 前項第1号に規定する教育職員 当該教育職員の指定日に在勤する学校等が当該異動の日前にへき地学校等又は準へき地学校等に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (2) 前項第2号に規定する教育職員 当該教育職員が法第22条の4第1項等の規定により採用された日にへき地学校等又は準へき地学校等に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第3号に規定する教育職員 当該教育職員の指定日に在勤する学校等が、当該教育職員の法第22条の4第1項等の規定により採用された日前にへき地学校等又は準へき地学校等に該当していたものとし、かつ、当該教育職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第4号に規定する教育職員 当該教育職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の

規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第5号に規定する教育職員 当該教育職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第6号に規定する教育職員 別に人事委員会が定める期間及び額
第38条の2中「第30条の5第2項」を「第30条の7第2項」に改める。

別表第2の3級の欄中

4,200		4,900
4,200		4,900
4,200		4,900
4,200	を	4,900
4,400		5,100
4,400		5,100
4,400		5,100
4,400		5,100
4,500		5,200
4,500		5,200
4,500		5,200
4,500		5,200
4,900		5,400
4,900		5,400
4,900		5,400
4,900		5,400
5,100		5,500
5,100		5,500
5,100		5,500
5,100		5,500
5,200		5,700
5,200		5,700
5,200		5,700
5,200		5,700

に改める。

5,400	5,900
5,400	5,900
5,400	5,900
5,400	5,900
5,500	6,000
5,500	6,000
5,500	6,000
5,500	6,000
5,700	6,100
5,700	6,100
5,700	6,100
5,700	6,100
5,900	6,300
5,900	6,300
5,900	6,300
5,900	6,300
6,000	6,400
6,000	6,400
6,000	6,400
6,000	6,400
6,100	6,600
6,100	6,600
6,100	6,600
6,100	6,600
6,300	6,800
6,300	6,800
6,300	6,800
6,300	6,800
6,400	6,900
6,400	6,900

6,400	6,900
6,400	6,900
6,600	7,000
6,600	7,000
6,600	7,000
6,600	7,000
6,800	7,100
6,800	7,100
6,800	7,100
6,800	7,100
6,900	7,200
6,900	7,200
6,900	7,200
6,900	7,200
7,000	7,300
7,000	7,300
7,000	7,300
7,000	7,300
7,100	7,400
7,100	7,400
7,100	7,400
7,100	7,400
7,200	7,500
7,200	7,500
7,200	7,500
7,200	7,500
7,300	7,500
7,300	
7,300	
7,300	

7,400	
7,400	
7,400	
7,400	
7,500	
7,500	
7,500	
7,500	
7,500	

別表第2の4級の欄中

6,800	7,400
6,800	7,400
6,800	7,400
6,800	7,400
6,900	7,500
6,900	7,500
6,900	7,500
6,900	7,500
7,100	7,600
7,100	7,600
7,100	7,600
7,100	7,600
7,200	7,700
7,200	7,700
7,200	7,700
7,200	7,700
7,400	7,900
7,400	7,900
7,400	7,900
7,400	7,900

を

に改める。

7,500	8,000
7,500	
7,500	
7,500	
7,600	
7,600	
7,600	
7,600	
7,700	
7,700	
7,700	
7,700	
7,900	
7,900	
7,900	
7,900	
8,000	

別表第2の2の3級の欄中

5,100	5,700
5,100	5,700
5,100	5,700
5,100	5,700
5,200	5,900
5,200	5,900
5,200	5,900
5,200	5,900
5,400	6,000
5,400	6,000
5,400	6,000
5,400	6,000

を

に改める。

5,500	6,100
5,500	6,100
5,500	6,100
5,500	6,100
5,700	6,300
5,700	6,300
5,700	6,300
5,700	6,300
5,900	6,400
5,900	6,400
5,900	6,400
5,900	6,400
6,000	6,600
6,000	6,600
6,000	6,600
6,000	6,600
6,100	6,800
6,100	6,800
6,100	6,800
6,100	6,800
6,300	6,900
6,300	6,900
6,300	6,900
6,300	6,900
6,400	7,000
6,400	7,000
6,400	7,000
6,400	7,000
6,600	7,100

6,600	7,100
6,600	7,100
6,600	7,100
6,800	7,200
6,800	7,200
6,800	7,200
6,800	7,200
6,900	7,300
6,900	7,300
6,900	7,300
6,900	7,300
7,000	7,400
7,000	7,400
7,000	7,400
7,000	7,400
7,100	7,500
7,100	7,500
7,100	7,500
7,100	7,500
7,200	7,500
7,200	
7,200	
7,200	
7,300	
7,300	
7,300	
7,300	
7,400	
7,400	
7,400	

7,400	
7,500	
7,500	
7,500	
7,500	
7,500	

別表第2の2の4級の欄中

6,800	7,400
6,800	7,400
6,800	7,400
6,800	7,400
6,900	7,500
6,900	7,500
6,900	7,500
6,900	7,500
7,100	7,600
7,100	7,600
7,100	7,600
7,100	7,600
7,200	7,700
7,200	7,700
7,200	7,700
7,200	7,700
7,400	7,900
7,400	7,900
7,400	7,900
7,400	7,900
7,500	8,000
7,500	
7,500	

を

に改める。

7,500	
7,600	
7,600	
7,600	
7,600	
7,700	
7,700	
7,700	
7,700	
7,900	
7,900	
7,900	
7,900	
8,000	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第28条第3項から第5項まで、第29条第2項及び第3項、第33条第2項並びに第34条第2項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員等に対する改正後の規則第30条第1項及び第2項並びに第35条第1項及び第2項の規定の適用については、改正後の規則第30条第1項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項

若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）により採用」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定により採用」と、「退職した日」とあるのは、「退職した日又は改正法附則第4条第1項若しくは第4条第2項若しくは第6条第1項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条及び第35条において同じ」とあるのは「この条及び第35条において「暫定再任用」という」と、改正後の規則第30条第1項第2号から第4号まで、第30条第2項第2号及び第3号、第35条第1項第2号から第5号まで並びに第35条第2項第2号及び第3号中「法第22条の4第1項等の規定により採用」とあるのは「暫定再任用」と、改正後の規則第30条第2項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員等（改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号並びに第35条第2項第4号及び第5号において同じ。）」と、改正後の規則第30条第2項第5号並びに第35条第2項第4号及び第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員等」とする。

- 4 改正後の規則第30条第1項第1号及び第2号並びに第35条第1項第2号及び第3号の規定は、令和7年4月1日以後の法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定又は改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等又は改正法附則第4条第1項等の規定」という。）により採用された定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等について適用する。
- 5 改正後の規則第30条第1項第3号及び第35条第1項第4号の規定は、法第22条の4第1項等又は改正法附則第4条第1項等の規定により採用され、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、改正後の規則第30条第1項第3号及び第35条第1項第4号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等について適用する。
- 6 改正後の規則第30条第1項第4号及び第35条第1項第5号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等又は改正法附則第4条第1項等の規定によ

り採用され、当該採用の日の前日に支給されていた富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）第47条第1項若しくは第2項又は第51条第1項若しくは第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当又はへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

（人委・企画・任用課）

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第20号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第270号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号アからエまで以外の部分中「給料月額」の次に「（県職員及び県費負担教職員の育児休業に関する条例（平成4年富山県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第16条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第3号において同じ。）」を加え、同号ア中「（県職員及び県費負担教職員の育児休業に関する条例（平成4年富山県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第16条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第4号アからエまで以外の部分中「給料月額」の次に「（育児休業条例第17条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第4号において同じ。）」を加え、同号ア中「（育児休業条例第17条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第2項中「第20条の2第3項第1号」を「第20条の2第3

項」に改める。

第4条第1項第3号ア中「（育児休業条例第16条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第4号ア中「（育児休業条例第17条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第2項を削る。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 次に掲げる場合には、条例第20条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第20条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第20条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第21号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和6年富山県人事

委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条第1項の改正規定を次のように改める。

第24条第1項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の 118.5以上 100分の 315以下 (条例第22条第2項に規定する特定管理職員 (以下この条及び次条において「特定管理職員」という。)) にあつては、100分の 143.5以上 100分の 375以下

イ 勤務成績が優秀な職員 100分の 111以上 100分の 118.5未満 (特定管理職員にあつては、100分の 133.5以上 100分の 143.5未満)

ウ 勤務成績が良好な職員 100分の 102以上 100分の 103.5以下 (特定管理職員にあつては、100分の 122以上 100分の 123.5以下)

エ 勤務成績が良好でない職員 100分の 102未満 (特定管理職員にあつては、100分の 122未満)

(2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が特に優秀又は優秀な職員 100分の87.5以上 100分の 262.5以下

イ 勤務成績が良好な職員 100分の77.5

ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第22号

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「若しくは車賃として又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため」を「、車賃、その他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）、宿泊料、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費として」に改め、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の」を削り、同条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国への旅行に伴う支度のため」及び「又は支度料」を削り、同条第3号を削る。

第13条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

別表第1第14項中「別表第3」を「別表第6」に、「よるほか、支度料については、その支払を証明するに足る書類」を「よる。」に改める。

別表第3備考中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第4条第9項」を「第3条第2項」に改める。

別表第4備考中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

様式第5号中

日	当		円	
宿	泊	料	円	
食	卓	料	円	

を

その他の交通費		円	
日	当	円	
宿	泊	料	円
宿	泊	費	円
包	括	宿	泊
		費	円

食卓料		円	
移転料		円	
転居費		円	
着後滞在費		円	
家族移転費		円	
渡航雑費		円	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の富山県職員等の旅費に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（新規則別表第3の備考に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とみなして、新規則別表第3及び別表第4の規定を適用する。

4 この規則による改正前の富山県職員等の旅費に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(人委・企画・任用課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第23号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「、危機管理監」の次に「、こども家庭支援監」を、「、企業誘致専門監」の次に「、広域連携推進監、人材確保育成推進監」を加え、「、こども家庭支援監、室長」を「、室長」に、「人事課の人事係長、給与係長並びに人事給与事務の企画担当の副主幹」を「人事企画室の人事給与事務の企画担当の副主幹、係長」に、「管財課の庁舎係長」を「財産管理室の庁舎通信事務担当の副主幹、係長」に改める。

別表第2中

「首都圏本部	本部長、本部長代理、副本部長、主幹
--------	-------------------

を

「首都圏本部	本部長、公民連携・企業誘致推進監、本部長代理、副本部長、主幹
--------	--------------------------------

に、

「立山博物館	館長、副館長、主幹
--------	-----------

を

「立山博物館	館長、館長代行、副館長、主幹
--------	----------------

に、

「児童相談所	所長、次長、主幹
--------	----------

を

「児童相談所	所長、次長、こども相談センター長、主幹
--------	---------------------

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)
